

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十六年六月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良壮年活動協会

三 代表者の氏名

岡本 龍

四 主たる事務所の所在地

桜井市大字戒重三三四―一

五 定款に記載された目的

この法人は、壮年、高齢者がこれまでに培ってきた社会経験、知識、技術をもって地域社会を形成する貴重な人的財産であると考え、これらの人的財産を活かし、社会還元、貢献を志す有志によって、高齢者や地域住民に、健康維持増進、生涯学習支援、職業開発・講師活動・相談助言活動等の事業を行ない、地域の生活、文化、自然環境に働きかけて、壮年、高齢者が地域の一員として社会に貢献することにより、住みよい快適で安全な環境作りに寄与することを目的とする。